郵便番号
住所
方書き

保護者氏名　　様
児童生徒氏名　様

令 和 7 年 度
江戸川区教育委員会

保護者の皆さまへ

就学援助費申請のお知らせ

江戸川区では令和 7 年度より、保護者の経済的負担の軽減を目的として就学援助制度の対象者を拡大いたします。就学援助制度とは、経済的に就学が困難なご家庭に、学校生活で必要な費用の一部を江戸川区が援助する制度です。
就学援助は保護者の申請に基づき、世帯全員の前年所得額を基準として審査します。本区にお住まいで、学齢期（2010 年 4 月 2 日から 2019 年 4 月 1 日生）のお子様がいるご家庭で、就学援助をご希望される方は、このお知らせをよくお読みのうえご申請ください。

1　援助を受けることができる方

江戸川区に住んでいて、学齢期（2010 年 4 月 2 日から 2019 年 4 月 1 日生）のお子様がいる、下記の（1）から（3）に該当するご家庭が対象となります。

（1） 生活保護を受けている方
（2） 前年度または本年度において生活保護の停止または廃止を受けた方
（3） 生活保護は受けていないが、それに準じる程度に困窮している状態にあると江戸川区教育委員会が認めた方

<所得の目安>
下記の表は大体の目安であり、世帯構成・年齢等により変わります。世帯所得は、世帯構成員の年齢等により世帯ごとに異なるため、お問い合わせいただいても審査前に世帯所得を計算することはできません。

世帯構成例		令和６年分の世帯所得
２人	父または母 38 歳、子ども（中学１年）	２４２万円　以下
３人	父 39 歳、母 37 歳、子ども（中学１年）	３０６万円　以下
４人	父 42 歳、母 38 歳、子ども（中学１年、小学４年）	３５０万円　以下
５人	父 48 歳、母 45 歳、子ども（高校生、中学２、小学４年）	３９０万円　以下

- 上記の表の中にある世帯所得とは、16 歳以上の所得のある人全員の合計所得です。
- 所得とは、給与所得者の場合は給与所得控除後の所得、事業所得者の場合は必要経費を除いた金額。

2　申請手続き　～ お子様一人につき申請手続きが必要です ～

（1） 申請方法

右記二次元コードより電子申請してください。電子申請にはマイナンバーカードが必要です。
電子申請が難しい場合は、区ＨＰより「就学援助費受給申請書・口座振込依頼書（兼認定台帳）」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ教育委員会に郵送または持参してください。

（２） 必要書類

① 振込希望口座の通帳コピー

児童生徒の父または母名義の通帳コピーを提出してください（児童生徒本人名義の口座は不可）。

② 令和７年度住民税課税・非課税証明書

令和７年１月２日以降に江戸川区に転入したご家族がいる場合は、令和７年４月１日時点で16歳以上の方全員分の「住民税課税・非課税証明書」を提出してください（令和６年分の所得金額、扶養情報等が記載されているものが必要です。自治体により名称が異なる場合があります）。

③ 住所、氏名、生年月日が分かる書類

江戸川区以外に住民登録をしているご家族がいる場合は、その方の住民票の写し、健康保険証のコピー等を提出してください。また、令和７年４月１日時点で16歳以上の方全員分の「住民税課税・非課税証明書」も提出してください（令和６年分の所得金額、扶養情報等が記載されているものが必要です。自治体により名称が異なる場合があります）。

３　申請期限　・・・　令和７年１０月３１日（金）※郵送の場合は１０月３１日消印有効

令和７年度の就学援助費申請は、令和８年３月13日（金）まで受け付けします。上記提出期限を過ぎてからの申請の場合は、提出のあった月からの認定審査となります。

４　内容審査

教育委員会では「就学援助費受給申請書」により、認定審査に必要な範囲で住民登録や課税、生活保護、児童扶養手当などの個人（世帯）情報を閲覧し、審査のうえ認定を決定します。

そのため**住民税の申告が済んでいない場合や、上記２（２）の必要書類が添付されていない場合は審査することができません。税の申告は収入の有無に関わらず区役所課税課または税務署で行ってください。**

（１）審査の対象となる家族

原則、住民票の世帯で審査します。ただし、以下の場合は審査の対象に含めます。

・婚姻関係にある父母は別居していても審査の対象となります。また、離婚後も同住所に居住している場合は審査の対象となりますのでご記入ください。ご事情がある場合にはご相談ください。

・単身赴任または遠隔地扶養のご家族は、児童生徒本人からみて、父母・兄弟姉妹のみが対象となります。

５　認定結果及び支給日

認定結果は、１２月中旬にご自宅に郵送します。

認定された場合は、令和８年４月中旬に、申請いただいた振込希望口座に振り込みます。

＊ 就学援助の内容や申請書の記入方法等の詳細については、右記二次元コードより区ＨＰをご覧ください。

【問い合わせ先】
江戸川区教育委員会 学務課 学事係　℡ ０３－５６６２－１６２４
＊外国語のサポートが必要な方　℡ ０３－３８７７－３８４１

SDGs未来都市 EDOGAWA